

一般社団法人山形勤労者福祉サービスセンター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山形勤労者福祉サービスセンターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、山形市に所在する中小企業の事業所に勤務する者及び同市に住所を有する者で中小企業の事業所に勤務する者（以下、これらを「勤労者」という。）のための総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 勤労者のための共済事業その他の勤労者の在職中及び退職後の生活の安定に関する事業
- (2) 勤労者の健康の維持増進のための健康診断等に要する経費の助成に関する事業
- (3) 勤労者の自己啓発又は余暇活動のための講習会、イベント等の開催並びに当該講習会等への参加又は余暇施設の利用に要する経費の助成に関する事業
- (4) 勤労者の福利厚生制度に対する理解の普及啓発に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員は1号会員、2号会員及び3号会員の3種とする。

- (1) 1号会員 この法人の目的に賛同して入会した構成員が10名以上の会員で構成された中小企業の事業所及び団体

(2) 2号会員 この法人の目的に賛同して入会した構成員が10名未満の会員で構成された中小企業の事業所及び団体

(3) 3号会員 この法人の目的に賛同して入会した中小企業の事業所又は団体の単位で入会の申し込みができない中小企業の勤労者（個人）

(4) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人又は法人

2 前項の会員のうち、1号会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 既納の入会金及び会費は、返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 正当な理由なく、第7条第1項中の会費支払義務を6箇月以上履行しなかったとき。

(2) 総1号会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、1号会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総1号会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する1号会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席1号会員の互選により定める。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、1号会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、1号会員現在数の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した1号会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、1号会員現在数の半数以上であって、1号会員現在数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会の書面表決等)

第18条 やむを得ない理由のため総会に出席できない1号会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の1号会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において行使した議決権の数は、出席した1号会員の議決権の数に算入する。

2 前条の規定の適用については、前項の規定により書面をもって表決し、又は表決を委任した1号会員は、当該総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席1号会員から選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が別に定めるところにより、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会が別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は

監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は理事長が招集する。

(議長)

第30条

理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければ

ばならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(剰余金)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすいところに掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第41条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)

第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の理事長は瀧井潤、副理事長は坂部登とする。

- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、令和8年7月1日から施行する。